

休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託に係る 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託 一式

2 役務の概要

旧宝鉱山の坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する澱物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務。

3 役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 履行場所

山梨県都留市大幡地内

旧宝鉱山及び坑廃水処理施設

6 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和3年4月1日に令和3年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「貯水・汚水・浄化槽等点検・保守」又は（その他役務）の「その他（役務）」に登録されている者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成10年4月1日）（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 7 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間に於いて、1年間継続しての休廃止鉱山坑廃水処理業務を元請けとして契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- 8 集中豪雨、台風、地震などの緊急時には、30分以内に現場に到着し対応できる人員を確保できる者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当 電話055-223-1532
- 2 入札説明書等の交付方法
令和3年3月5日(金)から令和3年3月12日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
令和3年3月5日(金)から令和3年3月12日(金)までの山梨県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の場所に提出すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
令和3年3月25日(木) 午後1時30分
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階 産業労働部会議室
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 入札保証金
免除(規則第108条の2第2号の規定による)
- 2 契約保証金
契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 違約金の有無
有
- 4 契約書作成の要否
要
- 5 前払金の有無
無
- 6 その他
落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件の調達に係る公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和3年3月5日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託 一式

(2) 役務の概要

旧宝鉱山の坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する澱物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務。

(3) 役務の仕様等

別添仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

山梨県都留市大幡地内

旧宝鉱山及び坑廃水処理施設

(6) 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和3年4月1日に令和3年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「貯水・汚水・浄化槽等点検・保守」又は（その他役務）の「その他（役務）」に登録されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成10年4月1日）（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間において、1年間継続しての休廃止鉱山坑廃水処理業務を元請けとして契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (8) 集中豪雨、台風、地震などの緊急時には、30分以内に現場に到着し対応できる人員を確保できる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格審査確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

この入札説明書の交付を受けた日から令和3年3月12日（金）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 確認申請書の手続き

確認申請書の提出は、持参するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1532（直通）

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

- ア 3の(2)を証する書類の写し（「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について」通知書）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 3の(7)を証する書類（様式3。契約書の写し等添付書類を含む。）
- エ 返信用封筒（84円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果（様式4）は、令和3年3月15日（月）までに郵便により発送する。

(7) その他

- ① 提出期限後の申請書の差し替え、再提出は認めない。
- ② 提出された申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、

説明を求めることができる。

(1) 手続き

令和3年3月18日(木)午後4時までに山梨県知事あての書面(様式任意)を4の(3)の場所に持参して行わなければならない。

(2) 回答

令和3年3月22日(月)までに郵便により発送する。

6 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式5)に記入のうえ、令和3年3月15日(月)午後4時までに、持参、郵送又は電子メール(ファイル添付)にて、下記の提出先に提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「休廃止鉱山対策事業坑廃水処理業務委託 入札説明書に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：sangyo-sei@pref.yamanashi.lg.jp

電話(連絡先)

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

電話 055-223-1532(直通)

(2) 質問に対する回答書の公表

令和3年3月22日(月)に山梨県ホームページ(入札公告の掲載ページ)に掲載するとともに、山梨県産業労働部産業政策課企画・団体担当において回答書を配布する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日 令和3年3月25日(木)午後1時30分

(2) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁別館3階 産業労働部会議室

8 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状(様式6)を提出すること。

9 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。

入札後、入札公告、仕様書及び入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加に際しては、4の(6)の入札参加資格確認通知書(様式4。写しでも可)を持参すること。

(3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。

また、代理人が出席する場合は、委任状(様式6)と当日出席する者の印鑑を持参

すること。

(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)

- (4) 入札金額は、2の(4)の履行期間において当該役務の提供に要する一切の経費(ただし、仕様書において山梨県が負担するものを除く。)を見積もること。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当する金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書(様式7)は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、提出すること。
ア 入札書の日付、件名及び履行場所。なお、件名については、「休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託」とし、履行場所については、「山梨県都留市大幡地内 旧宝鉱山及び坑廃水処理施設」とすること。
イ 代表者が入札する場合は、その住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに押印
代理人が入札する場合は、代表者の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。
ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- (7) 代表者又はその代理人は、その入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (8) 入札回数は2回を限度とする。

10 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札
(2) 入札時刻に間に合わなかったとき
(3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
(4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札
(5) 入札書の記載に不備がある場合
(6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
(7) その他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
(3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加すること

はできない。

- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約によることができるものとする（様式8）。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

1.2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする（規則第108条の2第2号の規定による）。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

1.3 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約は、山梨県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

1.4 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達の担当

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当
電話 055-223-1532（直通）

入札心得

(全般事項)

ア 入札は、一般競争入札公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は原則として認められない。

イ 入札参加者は、配付した入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入しなければならない。

ウ 入札は総額により行わなければならない。ただし、単価によるべきことを別途指示されたときは、その指示による。

エ 最低制限価格は設けない。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(委任状)

カ 入札者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

キ 入札者は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

ク 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

ケ 開札は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

コ 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (7) 入札に参加する資格のないものが行った入札。
- (イ) 不正行為が判明した入札。
- (ウ) 納付を免除されている場合を除き、入札保証金を納付されていない入札。
- (エ) 入札書の金額、氏名、印鑑又は、重大な文字の誤脱によって必要事項を確認しがたい入札。
- (オ) その他入札事項に違反した入札。

(落札者の決定)

サ 落札者は予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。
落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

シ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合入札者はくじを辞退することはできない。

前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

ス 開札をした結果、予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度入札を行う。

(落札の取消し)

セ 落札決定後落札者に不正行為が判明したときは、落札を取り消すとともに本人に理由を説明する。

(違約金)

ソ 落札者が契約を結ばないとき、又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

委 託 契 約 書 (案)

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次のとおり本業務を乙に委託する。

- (1) 業務の内容 旧宝鉱山（山梨県都留市大幡地内）における坑廃水処理及び施設の維持管理業務
- (2) 委託期間 令和3年4月 1日から
令和4年3月31日まで
- (3) 委託金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税 円)
- (4) 契約保証金 山梨県財務規則第109条の2第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、本業務を誠実に実施するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約履行の原則）

第5条 乙は、この契約の履行にあたっては、関係法令を遵守するとともに善良なる管理者の注意をもって実施する。

（甲の指示）

第6条 乙は、本業務の実施については、仕様書に定めるもののほか、甲の指示に従わなければならない。

（実施状況の検査）

第7条 甲は、本業務の実施状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

（秘密の保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更することができる。この場合において委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(報告書の提出)

第10条 乙は、本業務が終了したときは、仕様書に定める実績報告書を令和4年4月5日までに甲に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払いは、四半期ごとに乙の請求により支払うものとし、乙の請求から30日以内に乙の指定する銀行口座へ振込により支払いを行うものとする。

2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(委託料の変更)

第12条 本業務に要した費用が契約金額に比して不相当となった場合は、甲乙協議して委託金額を変更できるものとする。

(不履行違約金)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、委託期間内に業務を完了することができない場合は、不履行日数に応じ、委託料に対して、年3パーセントの割合で計算した額を不履行違約金として甲に支払わなければならない。ただし、不履行違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 本業務の実施状況が著しく不相当であると認められるとき。

(2) 第7条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(4) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(5) その他、この契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第15条 乙は、前条第1項第4号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第16条 本業務の実施にあたり、乙に生じた損害は、甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙の負担とする。

2 本業務の実施にあたり、乙が第三者に及ぼした損害は、甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙の負担において、その賠償を行うものとする。

(不可抗力による損害)

第17条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎 ⑩

乙

⑩

委 託 業 務 仕 様 書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が、（以下「乙」という。）
に委託する休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務に適用する。

(業務目的)

第2条 業務の対象となる旧宝鉱山では、採掘空洞を湛水水没させることで鉱床・鉱壁の酸化防止をし、水質の改善を図り、また湛水の水圧により坑内の湧水を封じ込め坑内水量の減少化を図っている。

このため、下二坑、西坑、本坑の順に耐圧密閉プラグが設置され、湛水位面を上四坑レベルまで上げ、上四坑よりの越流水を坑廃水として排出している。また、上七坑前堆積場、赤棚沢堆積場及び下二坑にも浸透水があり、いずれも有害物質を含有した強酸性の水となっている。

よって、鉱害の発生を防止するため、これらの坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する澱物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務を委託するものである。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、山梨県都留市大幡地内とする。

(業務の概要)

第4条 甲が乙に委託する業務は、坑廃水を法令に定める基準以下で公共用水域に排出するために必要な処理業務及びこれに附帯する業務並びに坑廃水処理に必要な施設の維持管理及びこれに附帯する業務であり、その業務の概要は次のとおりである。

- (1) 集水した坑廃水を消石灰中和法により中和処理し、上澄水を河川に放流する業務
- (2) 中和処理に伴って発生する澱物をすべて脱水処理する業務
- (3) 中和処理施設、坑口、坑廃水導水管、排水管及び各坑口への管理道路（道路下の暗渠含む）等の保守点検及び維持管理、並びに澱物堆積場を含む施設周辺の点検及び環境整備に関する業務
- (4) 管理記録簿の整備
- (5) その他業務の目的を達成するため甲が指示する業務

(業務の内容)

第5条 前条のために乙は、中和処理施設の運転または操作を行うが、その際は、設備・機器等の性能特性を把握し、安全確実な方法により、業務を的確かつ円滑に実施するものとする。なお、降雨等による原水の増水時の運転については、甲と連絡を密にし、的確な措置を講ずるよう努めることとする。

- 2 乙は、中和処理施設の事故を未然に防止するとともに、各種機器等の正常な運転を維持するため、日常点検・整備を行うものとする。
- 3 乙は、旧宝鉱山内の導水管、各坑口等の点検を原則として月2回以上行い、危険箇所、異常な出水等の監視、導水管周辺の除草、各坑口への管理道路（道路下の暗渠を含む）の点検等を行うほか、増水時等においては、必要に応じて巡回を行うこととする。

4 乙は、原則として月2回は、本坑坑内の水位計の作動状況を点検し、坑内水位の観測を行うものとする。

5 乙は、中和処理施設を使用する際、次のことに留意することとする。

(1) 乙は、施設及び設備の盗難や侵入者の防止について十分監視を行うものとする。

(2) 集中豪雨、台風、地震などの異常事態の発生に備えて連絡体制を確立し、事態に的確に対処できるよう努めること。

(3) 乙は、異常を発見し、緊急に対処する必要がある場合は、応急措置を行うとともに、直ちに甲に連絡するものとする。

(4) 乙は、委託業務に支障が生じないように常に施設の保全を行うものとする。また、点検・整備により発見した不良箇所又は故障の発生した毀損箇所のうち、軽微なものについては甲と協議の上補修するものとする。

(5) 乙は、委託業務内の施設、建物及びその周辺の清掃を常に行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、乙は次の業務を行うものとする。

(1) 石灰、沈降剤の購入及び管理

(2) 施設の小規模修理に要する小部品（伝動ベルト、ベアリング、パイプ、パッキング等）の購入及び交換

(3) 老朽坑廃水導水管排水管の取替

(4) 油脂、ウエス、ブラシ、工具その他の消耗品の購入

(5) 原水、処理水及び処理水放流点付近の水質分析の実施

(6) 坑廃水処理等に必要な光熱水費の支払い

(7) フィルタープレスが常時正常な状態で稼働するための保守

(8) フィルタープレスの稼働に必要な消耗品の購入

(土地及び施設の使用)

第6条 本業務に必要な土地、中和処理施設及び脱水処理施設は、甲が用意したものを使用するものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は甲の用意した土地及び施設を本業務以外のために使用してはならない。また、現状を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(中和処理に要する資材及び施設管理)

第8条 中和処理に要する資材及び光熱水費並びに施設の維持管理及び修繕の内容は別紙のとおりとするが、使用実績により変更する場合がある。

(坑内及び山地の保守点検)

第9条 坑水及び導水管に異常が認められた場合は、乙は直ちに甲に報告し、指示を受けるものとする。

2 乙は、業務の実施に当たって、山腹の落石、山地の陥没等には十分注意を払うものとする。

(事故防止)

第10条 乙は、自然環境汚染、第三者への危害防止に努めなければならない。

- 2 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の処置を講ずるとともに甲に報告するものとする。
- 3 業務遂行のための設備が乙の責に帰せない事由により破損し、業務の遂行が不能となり、またその恐れがある場合は、乙は直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(管理及び報告)

第11条 乙は、委託業務に関する作業実績及び薬剤、消耗品等の受払の状況等を的確に記録し、整備するものとする。

- 2 乙は、次の事項について各月分を取りまとめ、翌月10日までに甲に提出するものとする。
 - (1) 作業日誌 毎日の天気、降水降雪量、処理水量、原水及び放流点下流のpH、薬剤使用量、フィルタープレスの稼働状況、施設の保安検査状況等を記載
 - (2) 処理実績表 作業日誌の内容を項目ごとに月単位で集計した数値、並びに各月の電力使用量及び料金を記載
 - (3) 水質分析表 毎月の所定日での原水、放流水、放流点上流及び放流点下流の水質検査結果を記載（なお、臨時で水質検査を実施した場合はその都度、分析結果を提出する。）

3 実績報告書の提出部数は2部とし、これに添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業日誌
- (2) 薬剤、消耗品等の受払簿
- (3) 工事費内訳表
- (4) 分析結果表
- (5) 処理状況を表す写真
- (6) 従事者勤務状況表
- (7) その他必要な書類

令和3年度坑廃水処理業務設計書

費目	細目	種別	細目	単位	当初契約			摘要
					数量	単価	金額	
本工事費	直接工事費	労務費	平日勤務	工	246			別紙①
			土・日、祭日勤務	工	119			
			大規模除草・補修作業等応援	工	45			
			計		410			
		材料費	消石灰	t	21.0			別添
			沈降剤	kg	70.0			
			計					
		直接経費	電力使用料	kwh	28,973			
			水道使用料	m3	482			
			計					
	直接工事費計							
	間接工事費	共通仮設費	電力基本料金	年	1			
			補修費	式	1			別紙②
			分析費	成分	266			別紙③
			営繕費	式	1			別紙④
現場管理費								
間接工事費計								
工事原価								
一般管理費								
工事費計								
消費税額							10%	
本工事費合計								

令和3年度 旧宝鉾山坑廃水処理業務 概要

区 分	業 務 内 容	数 量・単位
坑水処理量	0.230 m ³ /分×1,440 分/日×365 日 (目安)	120,891 m ³
薬剤使用量	消石灰 (水量 120,891 m ³ × 153 g/m ³)	18.7 t
	沈降剤 (水量 120,891 m ³ × 0.57 g/m ³)	68.4 kg
薬剤購入量	消石灰	21.0 t
	沈降剤	70.0 kg
労務工数	平日勤務工数	246 工
	土・日、祭日勤務工数	119 工
	大規模除草、緊急補修等応援工数	45 工
	計	410 工
分析成分数	定期分析 処理原水 (毎月1回採水、1試料×12回×7成分) (成分：pH, Cu, Pb, Zn, Cd, SS, Fe)	84 成分
	放流点 (毎月1回採水、1試料×12回×6成分) (成分：Cu, Pb, Zn, Cd, SS, Fe)	72 成分
	放流点上・下流 (年4回採水、2試料×4回×7成分) (成分：pH, Cu, Pb, Zn, Cd, SS, Fe)	56 成分
	上記以外の月に放流点下流で測定 (1試料×8回×1成分) (成分：pH) (成分：pH)	8 成分
	計	220 成分
	溶出試験 (年4回) (成分：pH, Cd, Pb, As, Hg, Cr, CN, Hg, Se他)	34 成分
	含有量試験 (年1回) (成分：T-Fe, Cu, Pb, Cd, Zn, Al, As, Mn, Mg, Ca, S, SiO ₂)	12 成分

労務費内訳

(金額単位 円)

区 分	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
平日勤務	工	246			・R3年度平日数 ・R2公共工事設計労務単価 (特殊作業員)
土・日、祭日勤務	工	119			・R3年度土・日、祭日数 ・R2公共工事設計労務単価 (特殊作業員)
大規模除草・補修作 業等応援	工	45			・12月×3人(原水導水管 外、下流配水管)＋暗渠9人 ・R2公共工事設計労務単価 (普通作業員)
計	工	410			

補修費内訳

(金額単位 円)

No.	項目	数量	単位	単価	金額	備考
1	pH自動制御装置関連部品等 物品購入	1	式			工事費明細②-1
2	pH自動制御装置点検整備	1	式			工事費明細②-2
3	フィルタープレス分解整備	1	式			工事費明細②-3
4	フィルタープレス関係部品購 入	1	式			工事費明細②-4
5	プレス関係機器点検・調整	1	式			工事費明細②-5
6	打ち込みポンプ分解整備	1	式			工事費明細②-6
7	パイプ修理	1	式			工事費明細②-7
8	回収古パイプ処理	1	式			工事費明細②-8
9	No.2中和槽攪拌機設備点検・ 部品交換	1	式			工事費明細②-9
10	消石灰運搬装置点検	1	式			工事費明細②-10
11	沈降剤溶解槽攪拌機分解・整 備費	1	式			工事費明細②-11
12	シックナー排水パイプ更新	1	式			工事費明細②-12
13	無名坑前土砂撤去	1	式			工事費明細②-13
	計					

(消費税別)

営繕費内訳

(金額単位 円)

No.	項目	数量	単位	単価	金額	備考
1	トイレ維持管理費					
	基本料金	1	式			
	トイレリース料	366	日			SRA-DXリース(1年) 新旧交換日は重複
	薬剤(消臭液1ℓ)	6	個			月0.5本
	薬剤(不凍液4ℓ)	6	個			月0.5本
	搬入・搬出運搬費	2	式			既存トイレとの交換
	汲み取り清掃費用	2	回			
	合計					

(消費税別)

フィルタープレス関係部品購入 明細

(金額単位 円)

項目	数量	単位	単価	金額	備考
(移動ブロック関連)					
板バネ(取付B付)	2	組			SUS304
爪用ピン(取付B付)	2	本			SUS304
走行用トルクミッター用摩擦板・ブッシュ	1	組			TL-500
爪用ローラ	2	個			SUS304
移動ブロック走行用ローラー	8	ヶ			SUS304
移動ブロック走行用ローラーピン	4	本			SUS304
テイクアップ用スプロケットホイ	2	枚			SUS304
駆動シャフト用両端スプロケット	2	枚			SUS304
(油圧関係)					
油圧動作油	80	L			
(ろ板関係)					
把手受板(凹・平)	51	組			1台分
納入運賃諸費用	1	式			
合計					

(消費税別)

打ち込みポンプ分解整備 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1						
	軸スリーブ	1	個			
	円筒コ軸受	1	個			
	アンギュラ玉軸受	1	個			
	シールワッシャ	1	個			
	ケーシング用Oリング	2	個			
	注水リング	1	個			
	ラベリンス用Oリング	1	個			
	Vリング(前)	1	個			
	端板Oリング(前)	1	個			
	端板Oリング(後)	1	個			
	Vリング(後)	1	個			
	シム	1	式			
	グラントパッキン	1	式			
	小計					
2	オーバーホール費	1	式			
3	1.5kwモーターへVリング・交換費	1	式			
4	雑材費	1	式			
5	写真撮影費	1	式			
6	報告書作成費	1	式			
7	出張諸経費	1	式			
	合 計					

(消費税別)

パイプ修理費 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	材料費					原水パイプ更新
	3"φ硬質2種ホリパイプ	10	巻			30m/巻 361m~511m (2系統)
	同上用3FNジョイント	10	組			2系列
	送料	1	式			
	小 計					
2	工事費					
	配管取替費	20	人工			小運搬含む
	パイプスケール除去	3,030	m			※(3,330m-300m)
	小 計					
						※全長-前年度交換部分
3	補助材料及び機器損料	1	式			
4	交通費	1	式			
	※ 原水導水管長計算					
	始点0~1,381m	(1,381-31)×2系=2,700m				
	第1~第2集水榭	135×2系= 270m				
	下2坑口前~第1集水榭	60×1系= 60m				
	上4坑内~本坑階段上	120×1系= 120m				
	無名坑口前~上4坑内	180×1系= 180m				
	原水導水管長 計	3,330m				
	合 計					

(消費税別)

シクナー排水パイプ更新 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	材料費					
	3"φ硬質2種ホリパイプ	4	巻			30m/巻、35m(2系統)、20m(2系統)
	同上用3FNジョイント	6	組			2系列
	チャータ送料	1	式			
	小 計					
2	工事費					
	配管取替費(配管工労務費)	10	人工			パイプ伸ばし共
	小 計					
3	補助材料及び機器損料	1	式			
4	既設パイプ処理費	1	式			
	合 計					

(消費税別)

定期分析 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	水質定期分析費					
	(処理原水)					月1回
	水素イオン濃度 (pH)	12	成分			
	銅 (Cu)	12	成分			
	鉛 (Pb)	12	成分			
	亜鉛 (Zn)	12	成分			
	カドミウム (Cd)	12	成分			
	浮遊物質 (SS)	12	成分			
	鉄 (Fe)	12	成分			
	(放流点)					月1回
	銅 (Cu)	12	成分			
	鉛 (Pb)	12	成分			
	亜鉛 (Zn)	12	成分			
	カドミウム (Cd)	12	成分			
	浮遊物質 (SS)	12	成分			
	鉄 (Fe)	12	成分			
	(放流点下流)					
	水素イオン濃度 (pH)	8	成分			(4, 6, 7, 9, 10, 12, 1, 3月の8回)
	(放流点上流・下流)					年4回(5, 8, 11, 2月の4回)
	水素イオン濃度 (pH)	8	成分			
	銅 (Cu)	8	成分			
	鉛 (Pb)	8	成分			
	亜鉛 (Zn)	8	成分			
	カドミウム (Cd)	8	成分			
	浮遊物質 (SS)	8	成分			
	鉄 (Fe)	8	成分			
	合 計	220				

(消費税別)

含有量試験（脱水ケーキ） 明細

（金額単位 円）

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	含有量試験（年1回）					
	鉄（T-Fe）	1	成分			
	銅（Cu）	1	成分			
	鉛（Pb）	1	成分			
	カドミウム（Cd）	1	成分			
	亜鉛（Zn）	1	成分			
	アルミニウム（Al）	1	成分			外注対応
	ヒ素（As）	1	成分			
	マンガン（Mn）	1	成分			
	マグネシウム（Mg）	1	成分			
	カルシウム（Ca）	1	成分			
	硫黄（S）	1	成分			外注対応
	二酸化ケイ素（SiO ₂ ）	1	成分			外注対応
	前処理費	1	回			
	合 計	12				

（消費税別）